

京都市子育て支援総合センター子どもみらい館条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第182号）（子育て支援総合センター子どもみらい館総務課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市子育て支援総合センター子どもみらい館の使用料の適正化を図ることとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第182号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

12,000 ^円	14,000 ^円	16,000 ^円
6,000	7,000	8,000
7,000	8,000	9,000
3,500	4,000	4,500
2,000	2,500	3,000
4,000	5,000	6,000
2,000	2,500	3,000

12,340 ^円	14,400 ^円	16,450 ^円
6,170	7,200	8,220
7,200	8,220	9,250
3,600	4,110	4,620
2,050	2,570	3,080
4,110	5,140	6,170
2,050	2,570	3,080

を

に改め、同表備考2中「

つど」を「都度」に改める。

別表第3備考1中「100円」を「10円」に、「50円」を「5円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)